

- 一〇 市電停泊しを命ずること
- 一一 一六 新橋書と合じ
- 一二 暖房設備を命ずること
- 一三 浴室改修の旨
- 一四 膳室の修繕を命ずること
- 一五 庭園の整理を命ずること
- 一六 新築三割増税
- 一七 八公団の修繕を命ずること
- 一八 九公団の修繕を命ずること
- 一九 二〇 二公団の修繕を命ずること
- 二〇 二公団の修繕を命ずること
- 二一 二公団の修繕を命ずること
- 二二 二公団の修繕を命ずること
- 二三 二公団の修繕を命ずること
- 二四 二公団の修繕を命ずること
- 二五 二公団の修繕を命ずること
- 二六 二公団の修繕を命ずること
- 二七 二公団の修繕を命ずること

神作宮治殿

神作宮治殿

4.12.19
147

秘第三一三〇號
昭和四年十二月十八日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會司長官 吉田 茂 殿
 各廳府縣長官 殿

(北海道 京都 大阪 神奈川 千葉 愛知 福岡 關東)

斗南電氣製作所特許申請ニ関スル件 (第二報)

要旨 (一) 工場主、所在不明ナル
 (二) 特許者、関東北學堂製糖、ト運送業社トシ、アリ

標記申請ニ就テ、既報ノ後、其後ノ經過左記ノ通りニ有之

記